


所管部課	企画財政部 企画課	部長	並木 俊則			
件名	東大和市土曜開庁の実施に関する事務取扱要綱の一部を改正する 訓令について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関	市民部市民課				
<p>1. 要 旨</p> <p>市役所本庁舎の土曜開庁に係る取扱事務について、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴い、市民課の取扱事務について要綱を変更する必要があることから、「東大和市土曜開庁の実施に関する事務取扱要綱」の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 同要綱の別表中、市民課取扱事務を下記のとおり変更する。 「住民票の写し等住民基本台帳関係証明書の発行」を「住民票の写し等住民基本台帳関係証明書の発行」及び「通知カードの再交付の申請」に改める。</p> <p>(2) 施行日 平成27年10月5日（月）</p> <p>(3) 影響及び効果 土曜開庁において、市民の利便性の向上が図られる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 要綱案文については、文書課の事前審査済。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議付議後、起案事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。